第65回福岡市個人情報保護審議会議事録

日　時	令和７年9月８日（月）　10:00～10:47
場　所	福岡市役所１５階　１５０３会議室
出席者	**委員**（五十音順、敬称略） 石川　寛子 永星　浩一 北坂　尚洋 櫛田　久代 作間　功 櫻井　幸一 進藤　伊都子 鈴木　崇弘 山下　亜紀子 **事務局** 総務企画局行政部情報公開室 情報公開室長　井手　俊輔 個人情報保護係長　赤坂　嘉裕 個人情報保護係員　羽田　あかね
議　題	１　会長の互選及び会長職務代理者の指名について ２　部会に属する委員の指名について ３　令和６年度個人情報保護制度の運用状況について

開　会

（事務局）　第65回福岡市個人情報保護審議会を開会する。
本日は委員２名が欠席だが、個人情報保護法施行条例第20条に定める過半数の出席を満たしていることから、審議会は成立している。
なお、本審議会は公開であり、議事録も公開されることになる。

議題１　会長の互選及び会長職務代理者の指名について

（事務局）　会長の選出については、施行条例第19条第1項において、「委員の互選によりこれを定める」と規定している。推薦、意見等があればお願いする。

（委　員）　永星委員が適任と考える。

（委　員）　異議なし。

（永星委員）　了承。

（事務局）　それでは、永星委員に会長をお願いすることに決定する。また、これからの議事の進行は、永星会長にお願いする。

（会　長）　会長職務代理者の指名について、施行条例第19条第３項の規定により、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する」と定められていることから、情報公開審査会会長でもある、作間委員を会長職務代理者に指名させていただく。

議題２　部会に属する委員の指名について

（会　長）　部会の委員については、施行条例第21条第３項で「審議会の委員のうちから会長が指名する」と規定していることから、「審査請求部会」、「個人情報保護制度部会」及び「特定個人情報保護評価部会」の委員について、私から指名する。
まず、「審査請求部会」の委員については、北坂委員、作間委員、鈴木委員、山口委員、山下委員、私を指名する。

次に、「個人情報保護制度部会」の委員については、石川委員、小山委員、北坂委員、作間委員、進藤委員、鈴木委員、私を指名する。

最後に、「特定個人情報保護評価部会」の委員については、北坂委員、櫛田委員、櫻井委員、鈴木委員、山下委員、山口委員、私を指名する。

議題３　令和６年度個人情報保護制度の運用状況について

（事務局）　資料に沿って説明。

（会　長）　今の報告について、質問や意見があればお願いする。

（委　員）　資料「令和６年度　個人情報保護制度の運用状況」21頁の個人情報の漏えい等の状況に関する表10の主な内容については、事務局において、漏えい事案に関して重要と思われるものを抽出したものになるのか。

（事務局）　漏えいした人数や内容等に応じて、福岡市が記者発表等で公表をした事案について資料に掲載している。

（委　員）　21頁３の事案については、具体的にどのような人の氏名、住所が漏えいしたのか。

（事務局）　水道関係の事案である。福岡市では、水道管の設置状況についてシステム上のマップで管理をしており、業務委託の中で、給水管のデータ集計について委託していた。漏洩のおそれがあったものについては水道管の使用者の情報である。

本件について委託業者が専門機関に調査を依頼したところ、福岡市が委託したデータについては、流出したという事実はなく、現時点においても確認されていない。ただし、国の解釈では、漏えいをしていないという確証がなければ、漏えいのおそれがあるとされているため、漏えい等の事案として挙げている。

（委　員）　BccではなくToでメールを一斉送信したという事案について、職員や委託業者に対して何らかの対策はとっているのか。

（事務局）　職員による事故に関しては、４、５月にメール送信に係る事案が立て続けに発生している。これを受けて、市として、職員がメールを送付する際には間違って本人がToで送信しようとした場合でも、強制的にBccに変換する仕様にシステムを変更している。教員については独自のシステムでメールを送信しており、10月に発生した教員による事案の後システムの仕様変更を行っている。

ただし、委託業者が受託した業務については、市と同様に個人情報を適正に管理しなければならないとされる一方で、強制的にメール送信のシステムを変更するようなことも含めて契約をするとなると、費用負担の問題等が発生する。そのため、委託業者に対しては、事務担当課から指導は行っている状況ではあるが、強制的な仕様変更等は難しく、事故が発生している状況である。事故が発生した際は、事務担当課より適宜、個人情報の適切な取扱いや再発防止について指導等を行っている。

（委　員）　21頁７の事案については、個人情報を閲覧したのは未成年の生徒ということか。また、その後の対応が難しかったのではないかと思うが、どのように対応したのか。

（事務局）　学校が本人と合わせてその保護者に対しても話したうえで、個人情報の削除を要請し、データそのものの流出がないように対応はとっていると聞いている。

（委　員）　教員のパソコンには様々な個人情報が入っているのではないかと思うので、今後も同様の事例が起こりえるのではないか。

（事務局）　教育委員会からは、当初から授業で使用するファイルと個人情報を含むファイルを分離して保存するよう指導していたが、再発防止としてその運用を徹底すると聞いている。

（会　長）　それでは以上で、本日の議事を終了する。

議事終了　閉会